

## *PwC Tax Insight (No.14/2016)*

### 印紙税の還付請求期日、僅かに延長

Issue 27 July 2016



貼付済の印紙税の還付期限が延長されました。

2015年4月5日に発効した印紙税に関する歳入局長官通達第54号により、以下の契約にかかる印紙税は、印紙の貼付に代わり現金で歳入局へ納税することが求められています。

- 契約金額が100万バーツ以上の土地、建物、その他の建築物、浮遊ラフトの賃貸契約

- 報酬額が100万バーツ以上の請負契約

しかし、当通達は未だ広く認識されておらず、印紙の貼付による納付を行う納税者が後を絶ちません。結果として、印紙を貼付した納税者は、現金での印紙税の再納付および追徴金を支払い、還付請求を行わなければなりません。更に、印紙税の還付請求の期限は印紙の貼付日から6カ月であり、一部の納税者は期限内に還付請求を行うことができませんでした。

この問題への対応策として、歳入法典に基づいて財務大臣が権限を行使し、2015年4月5日から2016年1月31日の期間に貼付された印紙税の還付期限を延長とした通知を、歳入局が2016年7月25日に発行しました。

ただし、この解釈による還付請求の期限は**2016年7月31日**です。また、還付請求が認められるのは上述の通達のとおり現金で正しく納税をした場合に限られます。

なお、7月**31**日は日曜日であるため、還付請求は**2016年8月1日**が最終日となります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2344 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2344 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@th.pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@th.pwc.com)

土谷 豊弘(0 2344 1217/Mobile:08 13765785) [toyohiro.tsuchiya@th.pwc.com](mailto:toyohiro.tsuchiya@th.pwc.com)

江橋 美恵(0 2344 1147/Mobile:08 17552870) [mie.ebashi@th.pwc.com](mailto:mie.ebashi@th.pwc.com)

桑木 愛子(0 2344 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@th.pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com)

武部 純 (0 2344 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@th.pwc.com](mailto:jun.takebe@th.pwc.com)

松下駿太郎(0 2344 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@th.pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com)

\* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号 : (662) 788-0000)までお問い合わせ下さい。